

物価高騰対応重点支援事業給付金

(1世帯3万円、こども加算1名につき2万円)のご案内

- この給付金は、令和6年12月13日現在、大多喜町に住民登録があり、令和6年度住民税均等割非課税世帯に給付するものです。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要な世帯と不要な世帯があります。**

給付金の支給額

1世帯あたり3万円
平成18年4月2日以降生まれの子がいる世帯は1人あたり2万円の加算

給付金の支給時期

下記の支給対象により異なります。
プッシュ型給付は、3月14日に給付予定。

支給対象（いずれかにあてはまる世帯）と申請等の有無

過去に非課税給付金を振込みで受給した世帯で12月13日までに税申告や世帯員の異動がない世帯（プッシュ型給付）

令和6年度価格高騰重点支援事業給付金が対象外であった世帯
1月2日～12月13日までに税申告による住民税の異動、世帯員の異動があった世帯や申請者と口座名義人が異なる世帯など

令和6年1月2日以降に転入した世帯で前の住所地で住民税が非課税の世帯

大多喜町役場から
3月初旬に支給案内書（ハガキ）
を発送します。
受給を拒否する場合はご連絡ください。
（返送不要）

大多喜町役場から
3月中旬に確認書
を発送します。
（返送が必要）
内容を確認して返信用封筒で返送

申請が必要です

申請期間：令和7年3月7日（金）
～令和7年5月30日（金）

場合によって、R6年1月1日時点で住民登録のある市区町村で非課税証明書を取得する必要がありますので事前にご相談ください。

【申請書配布先】大多喜町役場健康福祉課

お問い合わせ

大多喜町役場 健康福祉課社会福祉係「住民税非課税世帯等に対する給付金」窓口

☎0470-82-2168

✉ fukushi@town.otaki.lg.jp

《受付時間 役場開庁日の8:30～17:15》